

○可茂衛生施設利用組合指名業者選定委員会要綱

平成15年9月1日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第1号

改正 平成21年4月1日組合訓令甲第4号
平成22年4月1日組合訓令甲第9号
平成30年3月28日組合訓令甲第9号
令和6年3月29日組合訓令甲第2号

平成21年12月1日組合訓令甲第8号
平成24年4月1日組合訓令甲第8号
令和5年3月30日組合訓令甲第3号

(目的)

第1条 この訓令は、可茂衛生施設利用組合指名業者選定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）の別表第1で定める工事をいう。以下同じ。）の請負、物件の製造、買入れその他について競争入札に参加する業者（随意契約の業者を含む。）の選定及び一般競争入札に関する事項の審議並びに契約手続き等の審査を行うため、可茂衛生施設利用組合指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録する者の資格に関する事項
- (2) 契約方法の決定に関する事項
- (3) 制限付き一般競争入札の実施及び参加資格の制限内容の審査に関する事項
- (4) 指名競争入札参加者の選定方針に関する事項
- (5) 資格者名簿登録業者の処分に関する事項
- (6) 1件の設計金額又は見積価格が1,000万円以上の工事及び500万円以上の委託事務又は物件の買入れ等の入札参加者の指名及び参加資格に関する事項並びに随意契約の適否に関する事項
- (7) 入札談合に関する情報への対応に関する事項
- (8) 入札及び契約制度並びにその手続きの改善に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、契約について、管理者から意見を求められた事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、可茂衛生施設利用組合事務局長をもって充てる。

3 委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 業務課長
- (3) 建設推進室長
- (4) 総務課経営財務係長

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を総括する。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、委員長が召集する。

2 会議は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(回議)

第7条 委員会の審議を要する事項で緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないときは、半数以上の委員に回議することにより、前条の会議に代えることができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会において必要があるときは、委員長は関係者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員会の審議は、公開しない。

2 委員は、委員会審議事項の内容を他人に洩らしてはならない。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課総務係において処理する。

附 則（平成15年組合訓令甲第1号）

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成21年組合訓令甲第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年組合訓令甲第8号）

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年組合訓令甲第9号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年組合訓令甲第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年組合訓令甲第9号）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

2 可茂衛生施設利用組合競争入札審査委員会要綱（平成6年可茂衛生施設利用組合訓令甲第2号）は、廃止する。

附 則（令和5年組合訓令甲第3号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年組合訓令甲第2号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。